

## 宅地擁壁製造工場認証基準

### (目的)

第1条 この基準は、宅地擁壁製造工場の認証基準を定めることを目的とする。

### (製造工場の認証基準)

第2条 宅地擁壁の製造工場に関する認証基準は、次の各号に定めるところによる。

#### 1. 品質管理体制について

(1) コンクリート製品に関する日本産業規格（J I S）表示製品認証工場であること。

(2) 責任技術者等の配置について

イ. 当該宅地擁壁の製造に関する業務を統括管理する責任技術者及び製造設備、検査設備等に応じた技術職員その他必要な人員が配置されていること。

ロ. 責任技術者は、以下に掲げるいずれかの資格を有する者の中から選任され、常駐していること。

a. 産業標準化法に基づく品質管理責任者

b. コンクリート技士（主任技士）

c. コンクリート製品製造管理士

d. 土木用コンクリートブロック技士（即時脱型方式により製造される擁壁の場合）

ハ. 産業標準化法に基づく品質管理責任者が常駐していること。なお、責任技術者がこれを兼ねることができる。

ニ. 当該宅地擁壁の製造に関して、以下に掲げるいずれかの資格を有する者が常駐していること。なお、責任技術者がこれを兼ねることができる。

a. コンクリート技士（主任技士）

b. コンクリート製品製造管理士

c. 土木用コンクリートブロック技士（即時脱型方式により製造される擁壁の場合）

#### 2. 製造設備について

当該宅地擁壁の製造仕様書に基づき、当該擁壁を製造するために必要な形式、容量、機能及び精度等を有する製造設備が配置され、製造を行うものであること。

#### 3. 検査設備について

当該宅地擁壁の製造仕様書及び品質管理基準に基づき、当該擁壁に関する試験及び検査を行うために必要な設備を有し、試験及び検査等が行われていること。

#### 4. 検査方法について

当該宅地擁壁の製造仕様書及び品質管理基準に基づき、当該擁壁に関する試験又は検査方法及びその結果の整理方法等が示された方法により行われていること。

#### 5. 品質管理の状況について

(1) 当該宅地擁壁に関する社内規格が次に掲げる事項について、製造仕様書及び品質管理基準に従って具体的かつ体系的に整備されていること。

イ. 当該擁壁の品質、検査及び保管に関する事項

ロ. 資材の品質、検査及び保管に関する事項

- ハ. 工程毎の管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項
  - ニ. 製造設備及び検査設備の管理に関する事項
  - ホ. 外注管理に関する事項
  - ヘ. 苦情処理に関する事項
- (2) 製造された擁壁が、当該宅地擁壁の製造仕様書及び品質管理基準に適合することの検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。
- (3) 資材についての検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。
6. 製造工程の管理について  
製造工程の管理が社内規格に基づいて適切に行われていること。
7. 製造設備、検査設備及び公害防止設備について  
製造設備、検査設備及び公害防止設備について、点検、検査、保守等が社内規格に基づいて適切に行われており、これら設備の機能が適切に維持されていること。
8. 公害防止・産業廃棄物処理について  
公害防止・産業廃棄物処理が社内規格に基づいて適切に行われていること。
9. 外注管理について  
外注管理が社内規格に基づいて適切に行われていること。
10. 苦情処理について  
苦情処理が社内規格に基づいて適切に行われていると共に、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。
11. 施工指導について  
築造仕様書に従い適切な施工が行われるように施工指導方法及び施工指導記録の内容などを社内規格に基づいて適切に行われていること。
12. 記録の保管について  
製品の管理、資材の管理、製造工程の管理、設備の管理、公害防止・産業廃棄物処理、外注管理、苦情処理等に関する記録が必要な期間保管されており、かつ品質管理の推進に有効に活用されていること。
13. その他  
上記のほか、当該宅地擁壁に関する製造仕様書及び品質管理基準に定められた事項が適切に遵守されていること。

制 定 平成12年12月25日

改 定 平成22年 2月 8日

改 定 令和 2年 4月 1日